

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
輪島市	浦上地区(宮田、大久保、正仏・八幡、大町、清土、吉ヶ谷内、田村、山辺、浅生田、安代原)	令和3年3月23日	令和4年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	72.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	64.4ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	32.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	19.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	11.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	19.6ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>浦上・宮田地区で今の所全員耕作予定にしています。(宮田) 集落内の耕作地は中心経営体B、Fに耕作を委託している。今後も耕作をするとの事。(大久保) 高齢化や中山間という条件不利地域であることから、担い手・後継者不足や耕作放棄地の増加等が課題となっている(大町) 担い手が耕作しやすいように基盤整備が必要である。(大町) ハの部は既に自己保全であり作付は難しい。(清土) ロの部の作付は企業的経営農業に依存している。(清土) 高齢化が進む可能な水田は減少傾向にある。(清土) 超高齢化、後継者未定により、耕作放棄地となる。担い手の負担軽減の為、大型化の基盤整備が必要。所有者個人の負担があるのでは無理(耕作放棄となる)。(吉ヶ谷内) 高齢化で、担い手・後継者不足ではあるが、地区外の農地経営者により耕作が続けられているが、耕作者の数が減少することにより、一経営体当たりの耕作可能な面積に限界が生じてきているのが課題である。(田村) 中山間で高齢化も迫っており、担い手・後継者不足や耕作放棄地が増え、課題となっている。(山辺) 50～60才代の農家が2名いるが、耕作の意思がうすい(山辺) 高齢化や中山間という条件不利地域であることから、担い手・後継者不足や耕作放棄地の増加が課題となっている。(浅生田) 高齢化や中山間地域で条件も悪く、担い手・後継者不足が課題となっている。(安代原) 担い手が耕作しやすいように基盤整備が必要である。(正仏)</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

耕作できなくなった農地については、今後は、中心経営体が担っていく。(宮田)
適当な人材は見当たらない。(大久保)
耕作できなくなった農地については、今後は、中心経営体が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。(大町)
清土地区の圃場で栽培可能な箇所は既に委託している。(清土)
集落内の農業者で意欲ある方を新たな中心経営体として位置づけたり、現在入作中の地区外の認定農業者の受託面積の増加、新規就業者の受入れを促進したりすることで対応したい。(田村)
集落内の農業者の意欲の向上を期待するほか、集落外の認定農業者に預けるほかない。(山辺)
耕作できなくなった農地については、今後は、中心経営体が担っていく。(浅生田)
耕作できなくなった農地について、今後は、中心経営体がいなくなっていくほか、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。(浅生田)
耕作できない農地については、今後は中心経営体2名に担ってほしい。(安代原)
耕作できなくなった農地について、今後は中心経営体が担っていく。(正仏)

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻	4.60 ha	水稻	16.00 ha	
		米粉用米	0.30 ha	米粉用米	0.30 ha	
		六条大麦	0.20 ha	六条大麦	0.60 ha	
		そば	0.20 ha	そば	0.60 ha	
認農	B	水稻	2.80 ha	水稻	7.40 ha	
認農	C	水稻	1.80 ha	水稻	2.00 ha	
認農	D	水稻	1.50 ha	水稻	1.50 ha	
		小豆	0.20 ha	小豆	0.20 ha	
	E	水稻	5.50 ha	水稻	5.50 ha	
認農	F	水稻	2.40 ha	水稻	5.00 ha	
	G	水稻	1.00 ha	水稻	1.00 ha	
認就	H	野菜	0.02 ha	野菜	0.05 ha	
			ha		ha	
計	8人		20.52 ha		40.15 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。